

## 公益社団法人静岡県茶業会議所会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第7条に定める会員の会費に関する必要事項を定めるものとする。

### (会費)

第2条 定款第7条に定める会費は、正会員会費、賛助会員会費及び購読会員会費とする。

### (会費の納入)

第3条 会員は、前条に定める会費を納めることとする。

- 2 正会員及び賛助会員は、会員総会において定めた会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。
- 3 事業年度の途中で入会した正会員及び賛助会員について前項と同様とする。
- 4 購読会員については、会員総会において定めた会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

### (会費の使途)

第4条 会費は、次に掲げる費用にあてるものとする。

- (1) 正会員会費及び賛助会員会費は、一事業年度における合計額の20%以上を当該年度の公益目的事業にあてるものとする。
- (2) 購読会費は、公益目的事業の費用にあてるものとする。

### (資格喪失に伴う会費収入義務等)

第5条 正会員及び賛助会員が事業年度の途中において退会する場合であっても、当該事業年度の会費を納入しなければならない。

- 2 正会員及び賛助会員が当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。
- 3 購読会員については、この法人所定の方法により納入した会費は、年度途中において退会する場合は、これを返還する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、会員総会の決議による。

(補足)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

2 正会員と賛助会員は、公益社団法人静岡県茶業会議所茶業振興費徴収規程に定める茶業振興費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

附則

この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。